

# ダルメイン世界マーマレードアワード&フェスティバル日本大会 ロゴマークの使用に関する要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、ダルメイン世界マーマレードアワード&フェスティバル日本大会（以下「大会」という。）のロゴマークの使用に関して必要な事項について定めるものとする。

## （ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、ダルメイン世界マーマレードアワード&フェスティバル日本大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。

## （使用の承認申請）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用承認申請書（別紙様式）により実行委員会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 国の機関及び地方公共団体その他公共的団体が使用する場合
- (2) 報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 実行委員会構成団体等が使用する場合
- (4) 実行委員会が使用を依頼した場合
- (5) 大会の趣旨に賛同し大会への協賛を行う者が使用する場合
- (6) 個人が非営利目的で、大会のPRに使用する場合
- (7) その他、会長が申請を必要としないと認めた場合

## （使用の承認）

第4条 会長は、前条の規定による使用承認申請があったときは、その内容について審査し、大会のPRに資するものと認める場合は、提出された使用承認申請書（別紙様式）に承認する旨を記載し、申請者にその写しを交付するものとする。

- (1) 会長は、前項の規定により、承認する場合において、必要な条件を付することができる。

## （使用の不承認）

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (3) 大会のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) その他、会長がロゴマークの使用が適当ではないと認めた場合

## （使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の付した使用条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(使用承認の取消)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) その他、会長が適当ではないと認めた場合

2 会長は、前項の規定による使用承諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。